

平成21年8月5日

大阪府知事 橋 下 徹

### 認定の公示

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の認定を受け、平成21年7月10日付けで主たる事務所の所在地において解散の登記及び設立の登記をした旨、別紙記載の法人より同法第106条第2項の規定による届出があったので、同法第108条第1項の規定に基づき公示する。

1. 法人コード：A001152
2. 法人の名称：社団法人吹田青年会議所
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人吹田青年会議所
4. 代表者の氏名：瀧川 健一郎
5. 主たる事務所の所在場所  
大阪府吹田市広芝町 10 番 3 号サニーストンホテル内
6. 公益目的事業
  - (1) 吹田市内在住の児童青少年と高齢者等の異なる世代が体験活動等を通じ交流を行なうことによる児童青少年の健全な育成及び地域の健全な発展の促進を図るための事業
  - (2) 吹田市内の学校における総合的学習時間を利用し、地域の大人と生徒との交流を通じて児童青少年に共通する課題に取り組むことによる児童青少年の健全な育成を図る為の事業
  - (3) 日中両国の児童青少年が体験活動等を通じて交流を図ることにより、国際的な児童青少年の健全な育成を図るとともに、児童青少年の健全な育成に日中両国民が関れることによって相互地域の健全な発展を図る事業
  - (4) 地域社会の健全な発展の為の選挙公開討論会及びマニフェスト公開検証会の開催事業
  - (5) 地域社会の発展を担う人材を育成する為の市民向け講座、セミナー等の開催事業
  - (6) 市民が集い、交流を深め、共に環境について考える市民参加型イベントの開催事業
7. 収益事業等
  - (1) 会員相互の親睦を図るとともに、情報を共有するなど、事業を活性化する為に行なう定例的な会合
  - (2) 新年度の運動方針、事業計画及び前年度の活動報告を行い、関係者に事業の理解と協力を求める為の意見交換会
  - (3) 国際青年会議所機構を通じた海外青年会議所との交流事業
  - (4) 正会員の任期満了に伴う引継ぎ式並びに褒賞授与式開催事業
  - (5) チラシの配布や説明会の開催による会員募集の為の事業
  - (6) 会員から、任意の寄付を受け付ける事業
  - (7) 他の青年会議所と合同で会員相互の親睦を図るとともに、情報を共有するなど、事業を活性化させる為に行なう定例的な会合
  - (8) 吹田青年会議所の周年記念式典の開催事業
  - (9) 地域の活性化や安全・安心、環境問題などの企業の取組を認証し、その取組を促進する事業
8. 旧主務官庁の名称：大阪府知事